

の濃やかさを率直に示して居り、天正十八年の分に、廿日ころかならず參候て、わかぎみ(若君)だき可申候、そのよさはそもじをも、そばにねさせ申候べく候、せんかく(折角)御まぢ候べく候、河内志紀長吉神社文書と記して居る等その例である。このわかぎみは鶴松である。鶴松及び秀頼に對する愛情の深かつたことは固より、鶴松の夭折に際しては愛情の餘り直に髻を切つたため諸侯以下これに倣ふものが多く髻塚を築いた程であつた。秀頼に對して送つた文には、返々御ゆかしく候まゝ、やがて參候て、くち(口)をすい(吸)可申候、又われくち(留守)に、人にくちを御すわせ候はんとおもひ參候、神田男爵所藏文書と見えるが、自己の死に先立つては、秀頼の事を憂ひ、幾度となく五大老五奉行等に誓詞を交換せしめて、一致してその擁立に努めることを誓はしめた上、その遺言書には、秀より頼事なりたち(成立)候やうに、此かきつけ(書付)のしゆ(衆)と、しん(眞)たのみ申候、なに事も、此ほかは、おもひのこす事なく候、返々秀より事たのみ申候、五人のしゆ(五大老)たのみ申候、いさい(委細)五人の物(五奉行)に申わたし候、なごりおしく候、以上、毛利家の

文書と記して居り、親の子を思ふ至情言々句々に溢れ、千載の下、哀切の情に涙を誘ふものである。かくの如く秀吉は母大政所に對して全く孝子傳中の人であつたと共に、妻子に取つても如何にも良夫であり良父であつた。

皇室に對する忠誠に於ても彼程眞情を以て盡くしたものは少ない。彼が武士として例のない關白になつたのも、從來の幕府政治によらず、朝臣として天下の政治を行ふためであり、事實外征、媾和等の大事は一々天皇に奏上して後にこれを行つた。聚樂第に行幸を仰いだ際、諸大名をして子々孫々まで皇室に對する忠誠を誓はしめたのは、武家時代を通じての空前絶後の盛事であるが、彼の忠誠の眞情としては、黄金の組立式の茶室が出来ると先づ第一に御所に持參して叡覽に供し、朝鮮から生きた虎が渡ると早速朝廷に送つて天覽に供へる等、珍しいものがあれば、一番に天皇の御目にかけて例からも、明に察せられる。文祿二年に於ける後陽成天皇の勅版孝經の刊行は、不幸にして今日遺品を見ないが、彼が名護屋より凱旋した後であるから、他の例から推して戦利品たる朝鮮活字を

献上した結果であらうと想像せられる。

我が國民の自然美を愛好することは他に比を見ない所で、自然を遠ざかるを文明とする西洋人と對照をなすものであるが、これが風流の根本であり、風雅の道を忘れぬが武士の嗜とされた所以でもある。秀吉が晩年に催した吉野や醍醐の花見の如きは頗る大規模であつたが、その出陣を春闌な三月一日を吉例としたのも稚氣とも見られるが、風流味も認められ、又出陣について屢、筑紫見物がてら島津可取巻とか、乍遊覽可被動座等の言葉さへ用ゐて居る。殊に興味のあるは彼が御所の花を見て居たのを後陽成天皇が御覽になり御製を賜つたに對し、直に返歌し上つたことが朝廷の御湯殿の日記にも見えて居ること、その時の御製と彼の返歌は左の如くである。

御製

立よりし色香ものこる花さかりちらで雲井の春や經ぬへき

返歌

忍びつゝかすみとともになかめしにあらはれけりな花の木のもと

天皇はこれを御覽になり、歡感の餘り、親王門跡公卿をしてこれに唱和せしめられ、その詠草を彼に賜つたが、彼がこれを右筆楠木正虎に一卷に寫さしめ、自ら朱印を加へたものを先年東京に於て發見し、大正五年大正天皇の東京帝國大學卒業式に行幸の際、君臣諧和の例として天覽に供せられた。これ等の例でも知らるゝ如く彼の最も愛したのは櫻であつた。金地濃彩の襖や屏風を用ゐ、瓦にまで金を張つた彼は自然美に於ても豪華な櫻花を何より愛したのである。而してこの風流味はやがて茶湯を好み能樂を愛した心と共通するものである。而し心が素直で偏見が乏しい我が國民は古來外民族を惡まず卑しめず、これと親と雖もその戦没者の菩提を弔つた例は少くない。既に奈良時代に於て隼人の滅亡に際し、その菩提のため石の塔婆と四天王を建立したものは隼人塚と呼ばれて現存して居り、元寇に際しても北條時宗は敵軍の戦死溺死者のため千體の

地藏を作りて供養してゐる。秀吉は國內に於ても敵に對し非常に寛大で、降つたものは多くこれを許して居るのみならず、一度許せば常に眞情を以て接した。賤ヶ嶽の戦は謂はゞ彼が織田信長の後繼者となるか否かを決した最も大切な戦で、徳川家康の關ヶ原陣にも比すべきものであり、彼もこの時は日本の治、此時候の條、兵共を討死させ候ても筑前不覺にて有間敷と、ふつつと思切と言つて居り、その戦に功を立てた所謂七本槍の面々には、後年になつても繰り返しこの時の手柄に對し賞を與へて居る程想出の多い戦であつた。然るにこの時敵の部將として最も勇戦した佐久間玄蕃盛政は戦敗れた後、越前で百姓に捕へられ、繩をかけられて秀吉の許に送られた。秀吉は繩を解かして、宇治の槇島に置き、後蜂須賀正勝をして秀吉に仕へんことを勧めしめ、日本全國を賜つても生き残る心なしとの答に感じ、重ねて諭すも効なきを知つて切腹を命じた。然るに盛政は縛つたまゝ、車に乗せ京中引廻して首刎ねよといひ、衣服も紅色廣袖の大紋を望んだから、秀吉は車その他立派に飾り立て、悉く彼の意に任せ、更に敷皮を

敷き刀と扇を與へて切腹せしめんとしたが、盛政は猶切腹は重罪人の法でないとして強いて首を刎ねさせた。盛政の剛直もさることだが、秀吉の寛仁大度も特記すべきである。小田原陣の際、來り降つた伊達政宗を直に單身案内して戦況を見せしめた如き、その一例に過ぎぬ。されば外征に際しても朝鮮は、中國九州同然に候、毛利家文書、とて朝鮮半島を敵地視せず、放火を禁じ、捕虜の送還を命じ、人民の窮乏に對しては兵糧を割いても救濟するやうに令して居り、軍紀最も嚴肅であつた。然るに朝鮮では日本軍の掠奪を誇大し、甚しきは先王の陵墓まで發いたと徳川幕府に對する國書にまで記し、所謂犯陵の賊の引渡まで要求してゐる。併し朝鮮陣の際に、掠奪暴行の限を盡くしたのは日本軍ではなく、これに乗じて起つた朝鮮の無頼の暴民と援兵として來た明軍の將士であつた。實際朝鮮でも明の援兵は持て餘し、犯陵の賊と稱して對馬の宗氏の送つた死刑囚が若過ぎ、朝鮮陣の際には子供であるのが問題になつた際、遂にこれを黙認して受取るに決したのも、これを争つて日本と事を構へ、再び明の援兵を請うた時の悲

慘を憂へたのが主因であつた。清正が捕へた二王子に對しても、秀吉は内地へ送るに及ばず、不便を加ふべき旨を命じて居り、清正もよくその旨を奉じて厚遇し、後秀吉の命によつて放還したから、王子もその徳に感じ鄭重な書を送つて感謝の意を表してゐる。清正の女の嫁した紀州家に現存する兩王子等の書狀には、自壬辰年七月廿四日被擄、日本大將軍計頭清正、入城相見、即加禮遇、一行下人並給衣糧撫恤頗至、又稟于關白殿下、到釜山浦、還許放還京城、其慈悲如佛、眞箇日本中好人也、關白殿下、雄傑無比、四隣皆畏、且善於分別、待隣國王子諸官、稍存舊意、愍其渡海、使復于京、其恩厚、與此海俱深、一行之人、其敢或忘、後日若對日本及計頭、復發雜談、少有背負之意、非人情也、天地鬼神、共知之矣」と記してゐるのである。されば諸將皆捕虜を優遇したため、徳川氏が朝鮮の要求により搜索して送還せんとしても依然として留まることを請ふものが多かつた位で、加藤清正に従つて來た金宣の如きは清正の死後殉死して現に清正の淨地廟の側にその墓を存する。これ亦秀吉の意を奉じたもので、捕虜を人盾として使用した蒙古人や西洋人と比べ

て如何にその差の甚しいかを思ふべきである。例の北野の茶湯に際して、日本之儀は不及申、數寄心懸有之ものは、唐國の者までも可罷出候事」と令してゐるのも、氣宇の宏大と共に外民族にも隔意を有さぬことを示してゐる。

外來文化を歓迎したことも偏見を有しない我が國民の本性に基く所で、その移入の盛な時は惑溺の醜態をも現するが、やがて目醒めて遂にはこれを同化すると共に、我が國體と相容れざるもの、我が國情に適せざるものを排除するのが常であつた。秀吉も外來文化の移入には吝ならざるのみならず頗る積極的であつた。彼が支那を初め、高山國、臺灣、呂宋、臥亞等に入貢を促したのは、公の貿易の發達を望んだのであり、これに入貢の形式を求めたのは彼等をして我が國の威名に服せしめ、佳名を萬代に遺さんと欲したのである。貿易の發達は文化輸入の最も大規模なものたるは言ふまでもない。その初期には信長と同じく切支丹を保護し、自ら世界圖をも持つて居た。彼が世界圖を持つてゐたことは伴天連の報告にも見えるが、それに就いて想起されるのは福井の淨得寺に存する

國寶世界圖及び日本圖屏風で、これには天正十七年に死んだ狩野永徳の朱印があるのに肥前の名讓屋が記入せられてゐる。秀吉が外征の意を決したのは天正十七年以前にあるが、名讓屋を本營とすることは未だ公表せられてゐないから、この屏風を天正十七年以前の作とすれば、これは秀吉自身の所用と見なければならぬ。但この圖を新井白石以後の作とする説は取るに足らぬが、天正十七年前の作とすることも猶研究の餘地を存する。朝鮮陣に際しても我が將士の傳へた主なるものは書籍と活字と製陶術であつた。これは必ずしも秀吉自身の命によるものとは言へないが、活字版は前述の如く文祿二年の後陽成天皇の勅版を最初として、これより寛永の末頃まで全盛を極めるもので、その最初は多分秀吉の奉獻によることと想像せられるのである。併し諸外國に對し、悉く入貢の形式を取らしめんとした程自主的な彼は、國家に禍害ありと思はれるものは斷然これを排除した。切支丹の禁制はその最も著しいもので、當時の切支丹は西洋諸國の植民政策と腐れ縁を結んで居て政治的にも危險性を有すると共

に、その宗風は我が國民道德を破壊する要素を多分に包含してゐたから、彼がこれに氣づくと共に直に禁止したのは當然のことであり、今日に於ける赤化防止と全く揆を一にするものである。

かく考へて來れば我が豊太閤は日本人としての性質を最も豊富に具有し、これを最も大規模に發揮した英雄で、最も偉大なる代表的日本人であつた。されば彼が永く我が國民に尊重され、愛好されるのは當然であつて、これをフランスのナポレオン等に比すればその顯彰は未だ甚だ不十分であると言はねばならぬ。今日日本精神を高唱し、我が國運の眞の發展を期する人士は、先づ第一に豊太閤の顯彰に力を盡くすべきである。

(附) 江戸時代豊太閤傳刊行年表

豊臣氏を滅した徳川氏が政權を握つて居た江戸時代は、豊太閤には最も不利な時代であつて、聚樂第・伏見城豊國廟を破壊し、方廣寺の大佛まで鑄潰した徳川

幕府は、豊太閤傳の絶版を命じたことも一度ならず起つて居るが、而もこの時代に豊太閤傳を初め太閤及び豊臣氏に關する文献の刊行は頗る夥しい數に上つて居り、かく大部の傳記の屢刊行されてゐることは全く他にその例を見ない所である。これ幕府の抑制に拘らず一般國民が如何に豊太閤を愛好したかを最も雄辯に語つてゐるものに外ならぬ。以下江戸時代に刊行された豊太閤傳及び豊臣氏關係文献を年代順に表示し、その如何に豊富なるかを具體的に示さう。

慶長中	前關白秀吉公御檢地帳之目錄	合	一冊	古活字版
元和元年	朝鮮國御進發之人數帳	一	冊	古活字九行本冬陣
同 年	大坂物語	一	冊	古活字十一行本城圖入冬陣
同 年	同	一	冊	古活字十一行本城圖入冬陣
同 年	同	一	冊	古活字十一行本城圖入冬陣
同 年	大坂卯年之圖	一	冊	古活字十一行本城圖入冬陣
同 年	安倍野合戰圖	一	冊	古活字十一行本城圖入冬陣

元和中	大坂物語	二卷	二冊	古活字十一行本城圖入冬夏陣
同	同	二卷	二冊	古活字十一行本冬夏陣
同	同	二卷	二冊	古活字十一行本冬夏陣
同	同	九卷	九冊	古活字十一行本豊太閤傳
同	天正記	九卷	九冊	古活字十二行本
同	同	九卷	九冊	古活字十一行本
元和寛永中	同	九卷	九冊	古活字十一行本別版
同	同	二卷	二冊	古活字十二行本
同	大坂物語	二卷	二冊	古活字十一行本
同	大坂物語	三卷	三冊	古活字十一行本
寛永中	聚樂物語	三卷	三冊	古活字十一行本
寛永十七年	同	三卷	三冊	以下整版本
正保三年	太閤記 小瀬甫庵撰	二十二卷	二十二冊	
同 年	大坂物語	二卷	二冊	
慶安二年	大坂物語	二卷	二冊	
承應二年	太閤軍記	四卷	四冊	繪入
承應三年	天正記	九卷	九冊	繪入

明曆四年	大坂物語	江戸本屋久次郎刊	二卷二冊	首帳付繪入
同 年	豊臣秀吉譜 林羅山撰	京荒川四郎左衛門刊	三卷三冊	本朝將軍家譜の中
萬治二年	朝鮮征伐記 堀正意撰	京田原仁左衛門刊	九卷九冊	
萬治四年	太閤記 小瀬甫庵撰	京吉文字屋刊	廿一卷	
寛文四年	豊臣秀吉傳 淺井了意撰		三卷三冊	本朝將軍記の中
同 八年	大阪物語	江戸問屋刊	二冊	
同 十一年	征韓錄 高柳行文撰		五冊	
同 年	大坂物語	京安田十兵衛刊	二卷二冊	
同 十二年	同	敦賀屋三右衛門刊	二卷二冊	
同 年	太閤軍記		四卷四冊	繪入
貞享二年	大坂物語	京河内屋刊	四冊	
元祿八年	徴感錄 朝鮮柳成龍撰	京大和屋伊兵衛刊	四冊	貝原益軒序
同 十年	志津个獄記 伊吹玄瑞撰	京小川多左衛門刊	四卷二冊	
同 十一年	太閤記	江戸鱗形屋刊	七卷七冊	絶版
同 十五年	高麗陣日記 太田信一撰	京水玉堂刊	四冊	

寶永二年	朝鮮軍記大全 僧姓貴撰	京大和屋伊兵衛刊	四十一卷	地圖入
同 年	朝鮮太平記 馬場信意撰		十五冊	
同 四年	太閤諸國軍記		七卷七冊	繪入
同 七年	太閤記 小瀬甫庵撰	京出雲寺和泉掾刊	二十二卷	繪入絶版
同 年	太閤軍記 鳥居清朝畫	江戸藤田忠兵衛刊	七卷七冊	小本
正徳四年	護國諸家高名記		十五卷	大坂陣
享保三年	大坂物語	江戸西村屋刊	二卷一冊	
同 七年	同	江戸杉浦三郎兵衛刊	二冊	
元文中	朝鮮征伐記 堀正意撰		八卷八冊	
寶曆九年	豊臣實錄 淺井了意撰	大坂田原屋平兵衛刊	七冊	豊臣秀吉傳改題
寛政三年	太閤記 小瀬甫庵撰		二十二卷	
同 年	浪華戰記大全(平定難波草)		三十卷七冊	
同 九年	繪本太閤記 初篇岡田玉山畫	大坂勝尾屋等刊	十二冊	
同 十年	同	同	十二冊	
同 十一年	同	第三・四篇同	二十四冊	

同十二年	同	第五篇 同	同	十二冊	
同 年	同	太閤志津ヶ嶽軍記 伊吹玄瑞撰	京小川 多左衛門刊	四冊	志津ヶ嶽記の重刊
同 年	同	繪本朝鮮軍記 秋里籬島撰	京出雲寺文次郎刊	十卷十冊	
享和元年	同	繪本太閤記 第六編 岡田玉山畫	大坂勝尾屋等刊	十二冊	
同 一年	同	第七編 同		十二冊	繪本太閤記全部絶版
同 年	同	朝鮮征伐記	大坂澁川・泉本・小林刊	六卷六冊	
文化四年	同	豐太閤眞蹟日記	江戸寶翰堂刊	一冊	
文政二年	同	聚樂第行幸記 大村由巳撰	塙保己一刊	一冊	群書類從卷四十一
		豐鑑 竹中重門撰	同	一冊	同卷三百七十九
		柴田退治記 大村由巳撰	同	一冊	同卷三百九十一
		播州御征伐之事 同	同	一冊	同卷三百九十三
		文祿三年卯月八日加賀之中納言殿へ御成之事 文祿四年御成記	同	一冊	
天保二年	同	征韓偉略 川口長孺撰	同	五卷二冊	同卷四百九
同 三年	同	豐公遺寶圖略 松村景文・岡本豐彦畫		二卷二冊	漢文

同 七年	同	繪本豐臣琉球軍記 宮田南北撰	岡田玉山畫	十冊	彩畫入
同 十年	同	征韓雜志 青山延光撰		一冊	漢文
嘉永二年	同	朝鮮物語 大河内秀元撰	江戸和泉屋 善兵衛刊	三卷三冊	
同 三年	同	豐太閤眞蹟模本 藤堂高猷跋	紀伊三宅 禎卿校刊	一卷	
嘉永四年	同	川角太閤記 川角三右衛門撰	栗原信充校 江戸知新堂刊	五卷五冊	
同 五年	同	重修眞書太閤記 初二編	江戸知新堂刊	六十卷	
同 六年	同	三編 同	同	三十卷十冊	
同 年	同	繪本朝鮮征伐記 鶴峯戊申撰	橋本貞秀畫	十冊	地圖入
安政元年	同	正實朝鮮征討始末記 山崎尙長撰	對馬村 倉次郎刊	五冊	
同 年	同	昔古累世早見御武鑑	貴聚樓刊	二折	鎌倉應仁織田豐臣武鑑
同 年	同	繪本朝鮮征伐記 後篇 鶴峯戊申撰	橋本貞秀畫	十冊	
同 四年	同	繪本豐臣勳功記 初篇 八功舍徳水撰	江戸和泉屋 泉屋刊	十冊	彩畫入
同 五年	同	第二篇 同	同	十冊	
同 年	同	重修眞書太閤記 第四・五篇	栗原信充校 江戸知新堂刊	六十卷	以下七十冊刊行年次未詳
同 六年	同	繪本太閤記 岡田玉山畫	大坂勝尾屋 六兵衛等刊	八十四冊	重刊

同 年	繪本豊臣勳功記 第三篇 <small>八功舎徳水撰 江戸和泉屋刊</small>	十 冊	彩 畫 入
同 七 年	同 第四・五篇 同	二十 冊	同
同 半	繪本豊臣琉球軍記 宮田南北撰	十 冊	彩 畫 入 重 刊
文久二年	同 後篇 同 松川半山畫	十 冊	彩 畫 入
慶應二年	繪本豊臣勳功記 第六・七篇 <small>八功舎徳水撰 松川半山畫</small>	二十 冊	明治十五年八編 十七年九編刊行 木活字本、十二編 三百六十卷の中
年 未 詳	太閤眞顯記 初篇	三十卷十冊	
同	大阪物語 大坂毛馬屋八郎右衛門刊	二 冊	

以上でも九十二部六百八十三冊に及ぶが、猶洩れたものも少くなく、この外小説・浄瑠璃・繪本・錦繪等も夥しく刊行せられ、未刊寫本は一層多い。右の表中享保寛政間の七十餘年と享和天保間の三十年間が非常に淋しく、前者は二部の重刊のみであり、後書も古書の刊行に限られてる。これは吉宗が諸家の先祖のことや徳川氏に關する新作の刊行を禁じたのと、文化元年に繪本太閤記が出てから小説錦繪類の太閤物が大流行を見たため、それ等を繪本太閤記と共に絶版せしめたためである。

第五 五箇條の御誓文の意義

明治維新は大化の改新と共に國史上最も光榮ある二大革新であり、大化の改新に於ては從來の氏族制度を止めて公地公有の統一制を確立せられ、明治維新にあつては舊來の武家封建の制度を廢して王政復古の大業を完成せられ、大化以後には唐制を採用して律令政治の成立を見、維新後には西洋の制度を採つて立憲制を確立せられたのである。而して大化以前には氏上たる豪族に支配せられ、維新前には武家の支配を受けて居た國民が茲に至つて直接天皇の統治を受けることとなり、天皇親政、一君萬民の我が國本來の姿に復したことが、この二大革新の最も榮光輝く所以たることは改めて申すまでもない。大化の改新が律令の制定に至つて完成した如く、明治維新の大業は政治上に於ける憲法の發布、軍事上に於ける軍人への勅諭の下賜、及び教育上に於ける教育に關する勅語

の煥發に至つて大成せられたことと考へられる。世界に稀なる英主であらせられた明治天皇の御鴻業は極めて多方面に亘らせられたが、その最も大御心をかけさせられたのは政治軍事及び教育の三者であつたと思はれ、帝國議會の開院式、陸海軍の大演習及び東京帝國大學の卒業式には常に行幸遊ばされ、崩御の直前までこれを續けさせられたことから拜察せられる所である。而してこの三者の基と成つたものは實に五箇條の御誓文であつて、これを大化改新の際に比すれば、方に憲法十七條に當たるものと思はれるのである。

五箇條の御誓文は慶應四年三月十日紫宸殿に天神地祇を祀り、天皇出御、總裁三條實美御祭文を讀み上げ、天皇親しく幣帛の玉串を奉獻せられ、總裁三條實美御誓書を讀上げ、親王、公卿、諸侯等、神位を拜し、玉座を拜して御誓文奉戴の署名をしたのである。御誓文及びこれと共に下し賜つた御宸翰は左の如くである。

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ

- 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦ザラシメン事ヲ要ス
- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
- 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ

朕躬ヲ以テ衆ニ先ジ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

年號月日 御諱

朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ爾來何を以て萬國に對立し 列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪ざる也竊に考るに中葉 朝政衰てより武家權を專にし表は 朝廷を推尊して實は敬して是を遠け億兆の父母として絶て赤子の情を知ることを能ざるやふ計りなし遂に億兆の君たるも唯名のみになり果其が爲に今日 朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて 朝威は倍衰へ上下相離るること霄壤の如しかかる形勢にて何を以て天下に

君臨せんや今般

朝政一新の時に齊り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕の罪なれば今日の事

朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立古

列祖の盡させ給ひし蹤を履み治績を勤めてこそ始て 天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし往昔

列祖萬機を親らし不臣のこのあれば自ら將としてこれを征し給ひ 朝廷の政總て簡易にして如此尊重ならざるゆへ君臣相親しみて上下相愛し德澤天下に洽く國威海外に輝きしなり然るに近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り獨我國のみ世界の形勢にうとく舊習を固守し一新の效をはからず 朕徒らに九重中に安居し一日の安きを偷み百年の憂を忘るるときは遂に各國の凌侮を受け上は

列聖を辱しめ奉り下は億兆を苦しめん事を恐る故に 朕ここに百官諸侯と

廣く相誓ひ

列祖の御偉業を繼述し一身の艱難辛苦を問ず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置んことを欲す汝億兆舊來の陋習に慣れ尊重のみを 朝廷の事となし 神州の危急をしらず 朕一たび足を擧れば非常に驚き種々の疑惑を生じ萬口紛紜として 朕が志をなさざらしむる時は是 朕をして君たる道を失はしむるのみならず從て 列祖の天下を失はしむる也汝億兆能々 朕が志を體認し相率て私見を去り公義を採り 朕が業を助て 神州を保全し

列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん かくの如く天皇が天神地祇にこの五事を誓はせられ、これを國民に宣布せられた所以は、前年即ち慶應三年十月十四日征夷大將軍德川慶喜が大政奉還を奏

上し、翌十五日これを勅許になり、次いで十二月九日王政復古の大號令を發せられて、神武天皇の御創業に則り、關白・征夷大將軍等を廢し、總裁・議定・參與を置き、政治を行はせられることを仰せ出され、王政復古の成立は見たけれども、朝廷の大方針たる國是が明でないため、人心洶々たるを免れなかつた。茲に於て天皇御親ら朝政の根本を神明に誓はせられ、これを國民に宣布せられ、國民をしてその嚮ふ所を知らしめんとの大御心に發したものに外ならない。固よりその文案については由利公正、福岡孝悌、木戸孝允等の努力があり、三條實美、岩倉具視の盡力の功も没せられないが、これを天皇が神に誓ひ、國民に宣布せられたことによつて、茲に國是の大本が決定せられ、國民をして雲霧去つて白日を仰ぐ感あらしめたのである。されば一面から見ればこの御誓文は急迫せる時勢に對する應急處置に外ならぬのであつて、奉戴書に見ゆる「今日ノ急務」であつたのである。然るにこの御誓文が單なる一時の應急策たるに止まらず、奉戴書の所謂「永世之基礎」たるものでよく我が國史を貫く大精神を顯現せられて居る所に、その限り

なく尊い所以が存するのである。

この御誓文の精神を奉察するに第一條に「廣ク會議ヲ與シ萬機公論ニ決スベシ」と仰せられたのは、私を去つて公に就くべきを示されたもので、第四條の「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」の公道とも通ずる所であり、御宸翰の最後を「汝億兆能々朕が志を體認し、相率て私見を去り、公義を採り、朕が業を助て神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん」との御言葉で結ばせられたのと、首尾應ずるものである。而してこれは前年十二月九日に換發せられた王政復古の大號令中にも、諸事神武創業ノ始ニ原キ縉紳武弁堂上地下之無別、至當之公議ヲ竭シ」と仰せられ、又古くは聖德太子が憲法の第十五條に「背私向公是臣之道矣、凡人有私必有恨、有憾必非同、非同則以私妨公、憾起則違制害法」と戒しめられ、又第十七條に「大事不可獨斷、必與衆宜論、少事不可必衆、唯速論大事、若疑有失、故與衆相辨、辭則得理」と記されたと同じ精神である。この公は私に對する公であつて、廣く會議を興して萬機公論に決するは、聖德太子の衆と共に辨ふる

時は辭則ち理を得ると仰せられた意味であつて、神代に八百萬の神々が神集ひに集ひ給ひ、神はかりに議り給ふたのも同様であり、三人寄れば文殊の智慧と言はる如く、衆智を集めて公正な理を求むるものである。この第一條を議會政治の端緒たるを重視した結果、公論に決するを單に多數決と解することは御誓文の眞意義を没却するものである。私に對する公はやがて個に對する全であつて、個人主義に對する全體主義である。親子を中心として家を本位とし、その擴大が國を成した我が國は本來個人は小にしては家のため、大にしては國のため、に盡くすが本務であつて、個人の自由、個人の獨立、個人の幸福を主とする西洋思想とは根本的に相納れぬものである。吉田松陰が楠公の精神を論じた七生説の初に「役私殉公者爲大人、役公殉私者爲小人」と記したは、我が國民精神の根本に觸れたものと言ふべきである。議會政治は萬機公論に決すべき形式として西洋の制度を採用されたのであつて、その精神は國民固有の精神が明治維新の革新の體驗によつて目覺めたものに外ならぬのである。

第二條に「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ」と仰せられたのは上下の一和を説かせられたもので、聖德太子の憲法十七條ではその第一條に「以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于隣里、然上和和睦諧於論事、則事理自通、何事不成」と特筆せられて居るのと全く同じ御精神である。この上下一和は前の私を去つて公に就くと相表裏するもので、私に背いて公に向へば自ら上下の一和も生じ、上下一和すれば自然個を去つて全に就く譯である。聖德太子の時も豪族は專横を極め、人民はその壓制に苦んで、上下乖離したのみならず、豪族の間にも争が續いた後を受けられたのであるが、明治維新の際は人民は多く武家の抑壓に苦んだ上、或は尊皇と佐幕といひ、或は攘夷と開國といひ、或は公武合體と討幕といひ、それ等の争は紛糾を極め、又朝廷、幕府、諸藩の内部にも保守と革新、穩和と過激の争が絶えず續いた直後であるから、上下の一和は何より必要であつたのである。而して儒教の仁、佛教の慈悲は和と相通するものであつて、聖德太子の憲法に於ける和は實に儒教の五常の仁の具體的表現に外ならぬ

のである。我が國民が内に於ては親子の情愛を基とし、外に對しても親和を主としたのは、素直な本性の發露であつて、和そのものが國民性の根本である。

第三條には「官武一途庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメン」事ヲ要ス」と仰せられた。上下の一和にはこの「各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメン」を以て、即ち民意の暢達が無ければ、眞にその達成は望まれないのである。然るに從來は如何かと言へば、武家封建に伴ふ階級門閥の制度が嚴重であつた。社會に於ける階級は古今東西を問はず常に存するものであるが、當時は階級の基礎が先天的であり、階級間の交流が不自由で固定的であつた所に階級性の強化があつた。即ち公家・武家・百姓・町人・穢多・非人の別が一部の特殊な例外を除けば先天的に定つて居て、公家は朝廷に奉仕して朝儀に與り、武家は軍事政治を、百姓は農を、町人は商工を、穢多・非人の賤民はそれ〴〵皮細工・物貫等を業とするのである。その上公家にも攝家から地下まで門閥によつて官位の先途が定まり、武家も將軍・大名・旗本から陪臣・牢人と分れ、百萬石を越す大名もあれば食料にも

足らぬ小祿の足輕・仲間もあり、その祿は世襲が常で、二三男に生れ、ば御厄介様に終らねばならぬ。百姓・町人にも田地家屋敷の有無によつて別があり、穢多・非人もその頭は世襲であり、非人の一部の外は彼等は代々賤民たるを免れない。かくの如くの人物・教養に拘らず身分が先天的に固定して居て、何人も驥足を延ばし、その志を遂げることが出來ずしては、人心をして倦まざらしめんとすることも不可能である。各々その志を遂げ、人心をして倦まざらしむるには、階級門閥の制に變改を加へ、職業世襲の風を矯正せなければならぬ。既に前年の王政復古の大號令によつて徳川宗家の世襲した征夷大將軍や五攝家の交り〴〵補せられた關白は廢せられ、この年正月徳川氏は江戸の彈左衛門及びその支配下の穢多の名稱を除いて居るが、眞に上下一和し奉公の誠を致さしむるには、更に一般にこの弊風を打破せなければならぬ筈である。この後版籍奉還・廢藩置縣に伴ひ、公卿・大名の名も止められ、武士も消滅し、百姓・町人も苗字を稱するを許され、穢多・非人の賤稱も廢止され、一般に職業の自由を認められ、學制の頒布により國民

をして、邑ニ不學ノ戸ナク、家ニ不學ノ人ナカラシメン」と仰せ出されたのはこの精神の發展である。さればこの階級門閥の打破に伴ふ職業世襲の廢止は、幕府初め武家の政權を消滅せしめ、全國民が天皇を戴き奉つて、政治にも參與し、軍事をも負擔し得るに至つた基礎となる譯である。大化改新以前も同様世襲の風が行はれ、朝政に與るは有力な氏の氏上に限られて居たが、聖德太子が冠位十二階を定められて、功あるものに昇進の途を開かれたことは、門閥打破の端緒であり、人才登用、民意暢達の所以であつた。

第四條に「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」と仰せられたのは、一般に從來の武家封建に伴ふ積弊を除き、教育に關する勅語に「古今ニ通シテ謬ラス中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられた如き天地の公道に基くべきを示されたのである。武家封建に伴ふ弊害は皇位が名のみとなつて政權が武家の手に歸し、御宸翰に見ゆる如く天皇は、億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能はざる様になつたことも固よりその最も大なるものであるが、今や天皇親政の本來の姿

には既に立還つたのであつて、この時猶存する諸弊の根本は前條に述べた階級門閥の害であつたと思はれる。これは前年十二月九日の王政復古の大號令中に「舊弊御一洗に付」とて言路の洞開と人材の登庸とを説かれてゐることからも察せられる。所謂融和事業の團體として早く起つたものがこの條の文言によつて公道會と稱し、今日にても御誓文の行はれた三月十四日を融和事業の記念日として居るのは、この條を以て階級打破、賤稱廢止の端緒と解するため外ならない。

第五條に「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振基スベシ」と仰せられたその前半は外來文化の採用を説かれたものである。これは當時としては攘夷論が尊皇論と合して、佐幕開國論に對立し、更に進んでは攘夷討幕論が公武合體開國論と鎬を削つた上、王政復古の勢を醸成したのであつて、今や尊攘派が天皇を奉じて朝政に當たるとすれば、當然攘夷の斷行を見るものと考へた人々の少くなかつたことは言ふまでもない。固より幕末の攘夷論は單なる排外思想ではなく、攘夷

によつて國民を死地に置き以て國防を充實し諸外國に對抗せんとの深慮に發したものである。後には討幕の口實に攘夷を借りたに過ぎぬ傾もあつたが、朝廷としては從來攘夷を口にして來た人々が中心勢力たる以上、その態度を明にしなければならぬ譯で、茲に開國進取の國是が宣明せられた譯である。攘夷派が朝に立つと共に開國進取に豹變したことは、恰も排佛派であつた中臣氏が大化改新後崇佛に轉向したのと同様である。この外來文化の採用は聖德太子の場合には自らその中心となつて實現せられた所であり、憲法の第二條たる「篤敬三寶」の項は、佛敎の採用であるのみならず、當時は佛敎が外來の文化を包括した形であつたから、直に外來文化の採用を意味するとも解せられるのである。本來我が國民は素直な心から外部に對し偏見を抱かず對外親和性が最も強いから自然にも順應し融合せんとし、外來人をも歓迎せると共に外來文化をも最も熱心に採用するのがその本性である。このため新文化に接した際は、これに没頭しこれに惑溺して自己を忘るゝの醜態を現することもあるが、これ即ち外來文

化の受容に熱心の致す所で、その結果は早くこれを取り入れ、やがて國風に同化して新日本文化を創造する要素たらしむることが出來たのである。盛唐文化を平安初期までに移入し盡くし、平安中期以後漸次その同化を現出したのはその例である。維新前にも西洋文化は醫學兵學を初め漸次輸入せられ實用にも供されて居たことは、大化改新前に既に支那朝鮮の文化の相當に入つてゐたのに比すべく、而して當時の洋學者が西洋の智識を學びながら猶常に自主的態度を持したことは、聖德太子と同様であつたが、明治時代に入つてはこの御精神により更に盛に西洋の文化を採用し、制度風俗から學問藝術まで盡く西洋化するに至り、その弊害も少くなかつたが、そのため今日では西洋文化もある方面は我が國に於て本場の西洋以上に發達し普及するものを見るに至つたのである。これは支那や西洋の自己の文化を至高無上とする自負心強くして外來文化の受容を好まず、容易にこれを採用しないのと相反する所である。唯近時日本精神を高潮し、日本文化を主張する風の急に盛になつたのは從來の西洋文化に對

する心酔からの覺醒の掛聲として興味ある所であるがさればとて反動的に西洋文化を排斥する如きは、我が國民性に反し、御誓文の聖旨にも背くものであり、又西洋文化に對するため日本精神の名により儒教や佛教を援用するのは、それが日本化せられた儒教佛教で非ざる限り嚴に戒めなければならぬ所である。西洋の圖書館や博物館で今日猶支那と日本とが常に混淆せられて居る錯誤を我が國內まで持ち込み、然も日本精神を説く人に於てこれ見ることは悲憤を禁じ得ぬ所である。

第五條の後半たる「皇基ヲ振基スベシ」は世界の智識を皇基振基の資用たらしむる意味であると共に、又五箇條全部の結論でもあつて、私を去つて公につき、上下一和し、民意を暢達せしめ、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くも、要するに皇基の振起のために外ならないのである。我が國の大革新は常に皇室の尊崇と私に歸してゐたものを公に復する二大精神を基本とするものであるが、この五箇條の御誓文に於ても萬機公論に初まり、皇基の振起に終つてゐるのは、この精

神と一致する所である。

この御誓文に基いて立憲制度も成り、教育も振興せられ、國運の隆昌を見るに至つたが、今日果して私を去つて公に就き、上下一和し、庶民に至る迄その意を遂げしむるに遺憾なきであらうか。五箇條御誓文奉戴七十年を記念するが形式に止まつて、この御聖旨を體得實踐するに非ずんば、これを記念する資格なきものと言はねばならぬ。(昭和十二年三月十四日講演)

第六 御大典の由來とその意義

今秋(昭和三年)天皇陛下御即位の御大典の行はるることは、國民一同の何にも比べ難い喜として、心から奉祝する所であることは、改めて申すまでもない。このため、到る所に種々の記念事業が企てられて居ることであるが、これを迎へ奉る國民としては、先づ第一にその心の準備として、御大典の由來とその意義とを理解しなければならぬ。

今日天皇陛下御即位に關する儀禮は、登極令によつて定められて居り、これを大別して、御踐祚御即位及び大嘗祭とせられる。而して御踐祚は皇位は一日も空しくすべからざる御趣旨により、先帝御崩御と共に直に行はせらるが、御即位及び大嘗祭は諒闇の明けた後、秋冬の候に引續いて行はせられることになつて居る。併しかくの如く定まつたのは明治時代で、かく定まるまでには、種々の沿

革を経たのである。

御踐祚と御即位も、初は區別なく、御踐祚即御即位であつた。然るに桓武天皇が御踐祚の後十二日にして御即位の禮を擧げさせられたが、御踐祚と御即位との別れる起源となつた。併しこの時は踐祚、即位と文字の上で區別するには至らず、その區別の明確になつたは、更に九代後宇多天皇の時からであつた。或はこれより前天智天皇が、先帝齊明天皇崩御の後七年に至つて即位の禮を擧げさせられたのを以て、この區別が出来たとする説もあるが、天智天皇は御即位前は依然皇太子と稱せられたから、決して御踐祚になつたのではないのである。されば兩者の別の生じたのは、奈良時代の末、平安時代の初と思へばよろしい。

次に御踐祚、御即位及び大嘗祭の時期についても、今日は御即位と大嘗祭とが諒闇明の後、引續いて行はれるが、平安時代から鎌倉時代に亘つては、反對に御踐祚と御即位が、餘り間を置かずに行はれ、時には十日を出でぬこともあるが、大嘗會は御即位後相當時日を置き、先帝の崩御による御踐祚なれば、諒闇明の冬にな

つて行はせられた。かく御即位が踐祚後程なく行はれ得たのは當時は元日の朝賀の式と大差がなかつたから、特別な準備を要しなかつたためであるが、足利時代になり、朝廷が御式微になり、平常の儀式が衰へてからは、御即位には特殊な準備を要することとなり、自然御踐祚と間隔を生ずるに至つた。且その特殊な準備に要する費用を獻する力が幕府になくなつた戰國時代になつてからは、費用の整はぬために延期に延期を重ね、後柏原天皇は二十二年目、後奈良天皇は十一年目に、大名等の献金で、漸く御即位せられた程であつた。大嘗祭は平安時代に於ても唯一の大祀で、外に例のない最も重大な祭であつたため、準備にも時日を要し、時期も十一月が普通であつたから、御讓位が七月以前の時に限つて、その年に行はれた、後伏見天皇の時だけは、十月の御即位で、その年大嘗祭が行はれたが、これは例外である。されば今日の如く、御即位と大嘗祭が諒闇明の後、秋冬の候に引續き行はせられることになつたのは、登極令に初まることで、大正天皇以來のことである。これは御即位、大嘗祭が京都で行はせられるのが、かく定めら

れた一因であつたと思はれる。

次に御即位の儀式を考へるに、神武天皇の橿原の宮に於ける御即位の有様は、古語拾遺によると、神器を正殿に奉安し、神籬(神)を建てて天神地祇を祀り、中臣氏の祖が壽詞を奉じたと傳へて居る。之は日本書紀や古事記には見えぬから、確實ではないが、後世の例から察すると、少くもそれに近いものであつたらうと考へられる。然るに大化改新以後支那唐代の制度が採用せられ、その儀禮が輸入せられるに至つて、御即位禮も著しい變化を見ることとなつた。奈良時代以前のことは、儀式の詳細が傳はらないが、天智天皇が先帝の崩御後七年を経、志賀大津の宮に遷つて後御即位を行はせられたことを考へれば、この時後世の範とすべき儀式を整へさせられたであらうと恐察せられる。且天皇は大化改新の中心人物で御座しまし、唐の律令に倣つて近江朝廷の令を定められた程であるから、必ずや支那の儀禮を採用せられたと考へても大なる誤はあるまい。

御即位の儀禮の詳細に傳はるは平安以後で、同時に平安時代は儀禮の最も整

つた時であつた。平安時代に於ては、御即位式場は大内裏の正殿たる大極殿で、碧瓦朱檐の莊麗な支那風の建物である。今日京都の平安神宮は、これに模して造られて居る。殿上には金鳳を附けた莊麗な高御座を安置し、庭上には、四神旗、日月像幢等の支那風の威儀の物を列ね、天皇は支那風の大禮服である冕服を召して高御座に上られ、百官も支那風の禮冠禮服を着けて、これに列し、女官が高御座の帳をかかげ、庭上の香爐では香を焼き、天皇の宣命があつて、武官が萬歳を唱へるのである。建物も天皇以下の服装も、儀式も悉く支那式であり、古の神を祀ること、中臣氏の壽詞を奏する等はなくなつたが、香を焼くのが支那で天に告げる儀式であるから、天神地祇を祀るに代つたものと見られ、壽詞は大嘗會の際に奏せられることとなつたのである。

かかる盛大な御即位式も、平安時代の末から、漸く衰頹の傾向を見るに至つた。御即位の式場が大極殿の焼けて復興せられぬため、後鳥羽天皇以來太政官廳となつたのは、その著しい變化である。大極殿は大禮を行はせらるる御殿である

が、太政官廳は政治の府で御儀式をすべき所ではないのである。かかる所で大禮を行はせらるるは、式場とすべき講堂のない學校が、雨天體操場や教室で、儀式を行ふと同様で、いふまでもなく變態たるを免れぬ。それにも拘らず、鎌倉時代から室町時代の末迄、即ち後土御門天皇まで、この太政官廳が御即位式場であつた。されば儀式も人數が減り設備が不十分になる等、前の盛觀も漸次失はれて行つた。これは武家時代になつて、皇威の衰へて來た故に外ならぬが、その極に達したのは戰國時代であつた。

後柏原天皇の御踐祚の頃は、應仁の亂の後とて、容易に御即位の禮を行はせらるることが出來ず、二十二年に至つて、本願寺や大名の獻金によつて初めてこれを行はせられたが、この時は太政官廳もなくなつて居たため、紫宸殿で行はせられた。紫宸殿は内裏即皇居の正殿ではあるが、大内裏即宮城の正殿ではない。

然るにこれが例となつて、今後は紫宸殿に定まり、以て今日に及んで居るのである。その儀式の整はなくなつたのは言ふまでもない。次に後奈良天皇は、十

一年目に、大内氏其他の献金によつて御即位の禮を行はせられ、その次の正親町天皇は四年目に毛利元就の奉献によつて大典を舉行せられたのである。この戰國時代は皇室の最も御式微の時であり、皇居の修理や、日常の御用度にも御困り遊ばされた程であつたが、かかる際にも猶御即位の大禮のためには、天皇を初め、有志の公卿等の最も力を致された所で、これ全く我國に於ける皇位の神聖であるといふ信念から出來たことであり、かかる御式微の極に達せられ、政治上何等の實力をも有せられぬ皇室を、諸大名等が猶崇敬して屢々献金して居り、豊臣秀吉が奉戴して天下を統一したのは、やはり我國独自の國體思想の致す所に外ならぬ。

明治維新の直後に行はせられた明治天皇の御即位式は平安以來の儀禮に一大變革を與へたものであつた。所謂神武天皇の御創業に基く御趣旨から、支那風の儀禮を廢し、太古の風に復せられたことが少くなかつた。服裝に於ても天皇も支那風の冕冠や袞龍の禮服を廢して、立纓の御冠に黄櫨染の御袍を召され、

文武官も支那風の禮冠禮服を止めて束帶となり、高御座も御帳臺となつた。何れも支那風を去つて、平安時代頃の我國風を取られた譯である。庭上の威儀の物も、支那風の旗幟を廢して、青・赤・白等の帛に鏡や劍をかけた幣旗とし、且水戸齊昭の献上した地球儀を置いた。特に著しきは香を焼くを止めて、庭上に奉幣案を設け、天皇の幣帛供進があつたこと、壽詞を奏したことで、共に古代の風の復活である。

今日の登極令の御定は、この明治天皇御即位式の儀禮に、更に古來の沿革を參酌して、一層の整齊を見たものである。登極令の御定の最も著しい特色は、紫宸殿の儀の前に、賢所大前の儀の定められたことで、天皇陛下は皇后陛下と共に賢所を拜せられ、親しく告文を奏せられ、文武百官これに列するのである。これは明治天皇の際の奉幣に代へたもので、其意義を更に大に明にしたものである。紫宸殿の儀では高御座は復興せられたが、新にこれに並んで、皇后陛下の御帳臺が設けられたこと、庭上の地球儀は撤せられたが、旗に神武天皇の創業に因んで、

金鵝と八咫鳥を用ゐられた。而して宣命太夫の讀んだ宣命に代つて天皇陛下親しく勅語を賜はることとなり、中臣氏の奏した壽詞や、武官の唱へた萬歳は、共に内閣總理大臣がこれを成すこととなつた。

以上は御即位禮の由來の概要であるが、大嘗祭はかかる複雑な沿革はない。大嘗祭はその年の新穀を以て天皇陛下が親しく皇祖及び天神地祇に供へさせられ、自らも召上がる儀式で、年々行はせられるを新嘗祭と謂ひ、御即位の後初めて行はせられるを大嘗祭と申すのである。されば古くは大嘗祭と新嘗祭との區別はなかつたが、後御即位の後には、特に悠紀・主基の齋場を設け、大に儀禮を整へて、この祭をせらるるに至つて、これを特に大嘗會と呼ぶこととなつたのである。この初は天智天皇の時との説もあるが、確證なく、明に歴史に記されしは天武天皇以後である。天武天皇は最も敬神の念の厚い御方で、伊勢神宮に皇女をして奉仕せしめられる例も復興せられ、伊勢神宮を二十年毎に造替する例も初められたと言はれ、又古事を重んじて歴史の編纂をも試みられた位であるから、

太古の風を傳へるこの祭を、天皇が創始せられたとすることは、最も適はしきことである。而して事實悠紀・主基の國を定められたのもこの御代に初めて見えて居るから、天武天皇に至つて大嘗祭が初まつたとしても、誤ではあるまい。

御即位式が時代と共に變化したに反し、大嘗祭が今日猶太古の面影を存し、悠紀殿・主基殿は茅葺に千木・松魚木を上げ、竹の簀子や青草を布き、白酒・黒酒も御粥も土器に盛られるのである。されば唐風全盛の世には御即位式の中臣の壽詞まで、この大嘗祭に奏せられたのも、古風の存在に適したからであらう。平安時代には御即位式は元日の朝賀に准ぜられたに反し、大嘗祭は唯一の大祀として持に重ぜられたことは既に述べたが、かかる大嘗祭も戰國時代には一時廢絶を見、後柏原天皇以後九代は遂に行はれなかつた。後奈良天皇の如き、在位二十年で猶大嘗祭が出来ぬとて、伊勢神宮へ、告文を捧げて居させられる程であつた。然るに徳川綱吉將軍は、東山天皇が御即位になつた際、奏して用度を献じて、大嘗祭を復活した。綱吉は犬公方とて悪く言はれた人であり、缺點もないではない

が、朝廷の尊崇は徳川十五代中最も力を盡くした一人で、或は皇室の御料地や献上物を増し、山陵の調査修理をもして居るのである。

かくの如き御大禮は如何なる意義を有するかと言へば、その最も主要なるは我尊貴極なき國體の表現であることである。我國體は神代の傳説によつて知らるる如く、古來皇室も國土・人民も共にイザナギノ尊イザナミノ尊の二柱の神から生じ、皇祖天照大神はこの國土・人民を統治せられることに、二神から定められた方であると信ぜられて來たのである。されば皇室は國民と同じ親から生じたもので、その間は永遠に離すべからざる關係であり、而して皇室の人民を統治せられることは、兩者の親たる神の定められたことだから、永遠に動かすべからざるものである。これ君臣の分明で、一國猶一家の如き善美なる國體を成す所以である。されば天皇の御位に即かせらるるに當つては、先づ踐祚の際天照大神から傳へられた皇位の御璽たる神器の渡御があり、御即位の式に際しては、これを皇祖及び天神地祇に申され、人民に告げられるのである。太古に神籬を

建てて神を祀られ、中古に香を焼いて天に告げられ、明治天皇の奉幣を行はせられ、登極令に賢所大前の儀の定められたのは、何れも先づ神に申させ給ふのである。これ北畠親房が、「大日本は神國なり、天祖はじめて基を開き、日神ながく統を傳へ給ふ、我國のみこの事あり、異朝にはそのたぐひなし、此ゆへに神國といふなり」と道破して居る我神國の尊き所である。而して天皇は宣命又は勅語によつて人民に御即位を告げさせられ、國家統治についての輔翼を求めさせられ、これに對し古くは中臣氏、現在は内閣總理大臣が人民に代つて奉賀を述べるのである。これ西洋の戴冠式等と同一視すべからざる所以である。イギリスの戴冠式等は皇帝は國民に對し、善政を布く旨の詔書に署名した後、皇帝の冠を大僧正から戴かせらるので、善政をする事を誓はなければ、戴冠し得ないことを示して居る。これは我皇位の絶對神聖に比すれば、誠に雲泥の差と言はねばならぬ。

第二に擧ぐべきは神祇の崇拜である。御即位に於ても先づ神に告げさせら

れたが、大嘗祭は天皇陛下親しく神を祀らせ給ふのである。且大嘗祭は新穀を以てするもので、古來國民生活の基本たる米の出來た際、これを神に供へ、親く召し上るは、神祇の崇拜を國民の實生活と密接ならしむるもので、國民の生活を愛護せらるる所以に外ならぬ。而してこの敬神の思想が、我國體思想と離すべからざることはいふまでもない。

第三は國本の尊重である。御即位禮に於て、皇位の神聖であつて、天照大神以來の皇統を繼がせられることを思へば、誰しもその遠き淵源に思を致す筈であるが、更に太古の面影そのままの大嘗祭を拜しては、一層建國の昔を偲ばざるを得ぬ。而して建國の古を想ふことは、やがて興國の精神を養ふ所以に外ならぬ。されば國民はこの御大典の由來と意義を理解して、皇室の御萬歳を祝すと共に、自ら省みて、國民の本分に背かぬことを期せねばならぬ。

栗田元次主要著述目錄

綜合日本史概說	二冊	菊判一〇〇二頁	各三三八〇	上：大正十五年	中文館發行
綜合日本史大系江戸時代上	一冊	菊判一〇〇三頁	合輯七〇〇〇	下：合輯昭和三年	中文館發行
大日本史講座 江戸時代史	二冊	菊判七九三頁	豫約	昭和二年	內外圖書發行
國史教育原論	一冊	菊判四七八頁	豫約	昭和三年	雄山閣發行
解説日本文化史	一冊	菊判五九一頁	¥三・八〇	昭和五年	同文書院發行
日本古版地圖集成	一帙	四六四倍判八五枚 解説菊判一三二頁 圖版一	¥五・〇〇	昭和五年	明治圖書發行
綜合國史研究	三冊	菊判一八一八頁	二〇・〇〇	昭和七年	博多成象堂發行
綜合世界年表	一冊	三六判四三七頁	上四・八〇 中三・八〇 下五・〇〇	昭和十年	同文書院發行
國史教育の本質	一冊	四六判二三九頁	¥一・五〇	昭和十二年	博多成象堂發行
					晃文社發行

昭和十二年十一月廿六日印刷

昭和十二年十一月三十日發行

研究的日本の特性

定價金三圓五拾錢

著作者 栗田元次

發行者 朝倉鑛造

印刷者 綾部喜久二

製本者 長澤長平

大賣捌

東京堂・東海堂・北隆館・大東堂
文林堂・川瀬書店・星野書店・柳原文盛堂
文林堂・大阪屋號・東都書局・西澤書店
柳原書店・菊竹金文堂・大坪書店・宇都宮書店

東京市神田區神保町一丁目五十五番地

發行所 賢文館

振替東京五〇八一番
電話神田四四九七番

(所刷印本宮)

廣島高等師範訓導 大久保 馨著

國史教育の礎

〔内容見本進呈〕

- 第一編 書籍解題とその抜萃
- 第二編 和歌・俳句・詩の解釋
- 第三編 挿繪の具體的研究
- 第四編 建築・服飾・紋章に就て
- 第五編 其の他の史料摘録

著者は全國の實際家からの質問に對して、本問題の基調とし、實際指導上常に問題となる點、疑問を生じ易き箇所、或は研究不十分なる點を系統的に闡明したものである。毎日の教育指導に當つて、これだけの精選せる資料あらば軍人の武器と同様に之を持つて魂をこめた指導が出来るといふ著者の信念を具體化するものが本書である。

廣島高等師範訓導 大久保 馨著

國史教育の新機構

〔内容見本進呈〕

〔日本精神を顯現する國史教育實踐の方途、忽ち四千部突破〕
著者は光輝ある國史の進展に着眼し、概念的よりも具體的實在を重んじ、それに即する全體觀の構成をなし、日本精神を顯現する國史教育の新機構を樹立した。著者の鋭き史眼と圓熟せる思考はその貴重な資料と相俟つて混迷せる現代國史教育の決定版である。

廣島高等師範訓導 薄井祐二著

體操教育と體力測定

〔内容見本進呈〕

本書は高踏的な體育原理や無味な數字を羅列せるものではなくて、日本體育を熱愛し體操教育の進展向上にその半生を捧げられたる著者が、實際授業に當りこれだけの知識と用意があれば、魂を打こめた快心の指導が出来るといふ日頃の信念を具體化するもの、整備せる機構、豊富なる内容、懇切なる指導蓋し我國唯一の「實踐體操教育原論」である。

廣島高等師範訓導 中尾 勇著

體操教育實踐の方途

〔内容見本進呈〕

透徹せる理論 本書の企圖する所は、體操教育の史的探究と時代思潮の究明を基調として實踐原理を打建て更に要目改正の指導精神を汲んで、その實踐方途として、一は學年別指導の要諦と實踐細目を掲げ、一は教材の類型に基づく指導過程の建設を試みた。兎角形式化して生氣を失へる體操教育を新時代の要望に添ふべく、著者の體験と思索より再建せんとする實踐方途の提示である。

東京高等師範教授 齋藤斐章著

日本國民史

〔内容見本進呈〕

上巻 論室町時代 菊判六五〇頁・價四圓八拾錢・上製函入
下巻 安土桃山時代 菊判七二〇頁・價五圓二拾錢・送料廿四錢

普及版
第一冊 菊判三二〇頁 定價金二圓
第二冊 菊判三二〇頁 定價金二圓
第三冊 菊判三〇〇頁 定價金二圓
第四冊 菊判四二〇頁 定價金二圓

吾人は國史を再吟味して國體の尊嚴と國民性の優秀性を確認すべき時に到達した。著者は國民精神の作興を國民教育の基調として各時代の生活諸相を該博な研究資料より割出し或は西洋史と比較對照しつつ眞の日本國民史を神代より、滿洲帝國の創立迄興味深く系統的に述べたものである。

京都帝國大學助教授 中村直勝著

天皇と國史の進展

〔内容見本進呈〕

我が國民が世界に冠絶する所以は常に天皇が國民思想・文化を統制し給ひ、國民を指導せられて、國史の行方を決定された處に存する。皇道勝つか、霸道榮えるか、此の疑問を歴史の上で検討したのが本書である。著者は宇多・醍醐・後白河・後鳥羽の四列聖が時の國難に際して如何に善處し給ひしかを訪ねて今日の國難解決の鍵にせんとするものである。

廣島文理科大學教授 清原貞雄著

明治初期文化史

〔内容見本進呈〕

從來明治史研究は、その史料の過剩、整理困難の爲に何人も容易に手を下し得なかつた。我が清原博士が敢然この研究的處女地たる明治時代に始めて鉄錐を入れられてより十有餘年、苦心研究困難調査の結果漸く完璧なる一體系に成稿されたるものが本書である。即ち著者は當時の國民生活内容を究明するを目的とすれど、單に政治・經濟・宗教・藝術の發達を明かにせるのみならず、進んで當時の國民全體の生活原理が、指導精神が果して何であつたかを解明せんとするものである。

東京文理科大學教授 中山久四郎著

史學及東洋史の研究

〔内容見本進呈〕

修史報國を念願とせる著者多年の研究を一貫せる快心の論文二十二章より成る國史研究家・文檢受驗者必讀の珠玉篇である。著者の研究は常に東洋史を中心として弘く國史・西洋史に亘つてゐるが然し常に國史尊重の念深く即ち本書ある所以である。

東京女子高等師範學校訓導 齋藤英夫著

作業地理教育法

定價三圓五拾錢・菊判四五〇頁・送料二十二錢

著者が強き信念と永き體驗を堅持して作業地理教育に専心すること十有餘年、つひにその貴重なる實踐研究をエキスして完成せるものが本書であり、即ち新興地理教育原論である。作業地理教育こそは生活指導・地域性・景觀性綜合的取扱等最近の研究題目を統合實踐せる唯一の正しき新地理教育法である。

東京文理大 飛松 正著

生活地理教育新論

定價二圓八拾錢・四六判四〇〇頁・送料十六錢

最近地理學の異常なる進歩と共に地理教育も亦革新の時期が到達した著者は從來の大人の地理、教師の地理を排撃して、兒童の生活指導を眼目とする眞の地理教育を主張する。教師の指導理論とその方法、教材の取扱等を具體的に詳説し兒童の作業を主とする讀圖、研究、發表活動等蓋し著者の獨壇場である。

濱松師範學校教諭 佐々木清治著

圖說日本地理 全三冊

定價各二圓八拾錢・菊判各三五〇頁・送料各十八錢

上卷(七版發賣) 序説、千島、樺太、北海道、奥羽、關東
中卷(五版發賣) 南方諸島、中部、近畿、中國、四國、九州
下卷(三版發賣) 琉球、臺灣、南洋、朝鮮、關東州、特説
日本地理を新視角より見直し精選せる五百數拾の貴重な圖を以て全三冊、千百餘頁に亘り從來の地誌を根本的に革新して新日本地理を初めて系統構成す。

理學士 佐々木清治著

郷土地理教育の原理と方法

定價三圓八拾錢・菊判四七〇頁・送料廿四錢

本書は郷土研究の權威として既に令名ある著者が、地文人文の相關關係を「生きた郷土」の認識の基礎としてその本質を明かにし、兒童をして郷土を構成させてゆく眞の郷土地理教育の指導體系を樹て、具體的な教授法を紹介し、進んで郷土地理研究法を詳説してその歸趣を示したもので何人も必讀すべき近來の一大勞作である。

廣島高等師範訓導 桑原理助著

(内容見本進呈)

小學機械器具藥品精説

定價三圓六拾錢・菊判四〇〇頁・挿圖一五〇個・送料二十二錢

理科教室にはどれ位の機械器具・藥品を必備すべきかその常備の目的や實際使用法は如何、また良品購入法簡易鑑別法・安全保存方法・代用品節約法・合理的整理法・郷土特産品利用法等あらゆる問題を網羅して懇切なる挿圖一五〇を以て根本要領を明示せる必備の名著。

- 一、徒らに専門的な論述や實際授業に不必要な物品事項は全部これを省略して、肝要重大なる點はピンセットの選び方・持ち方・保存整理の注意等の細事に至るまで懇説に指導した。
- 二、單に理論的な記述のみではなく、著者の種々なる不覺の失敗談や苦心研究の結果漸く成功したる二十年間の體驗記録を始めて公開せる貴重な文獻である。
- 三、教科書所掲の種類及び形式を標準として解説すれども代品による經費節約の方法・郷土特産品の利用法・餘力ある場合の有効適切な用途等あらゆる問題を網羅して、如何なる境遇の理科教育者も常に輝かしき理科教室の經營が出来る様懇説した。

東京高等師範訓導 堂 東 傳著

(内容見本進呈)

最新理科教授法

定價三圓二拾錢・菊判四〇〇頁・送料十八錢

- ◎研究者の必携の臺本
目的論・教材論・方法論・實際論等現代理科教育の全問題を網羅統整し、系統的に精敘す。
- ◎現代理科教育の原典
混迷せる現代理科教育をその本質に照して明快に省察整理しその歸趣を示す
- ◎躍進日本の理科教育
從來のクラシカルな教授法を捨て、軟弱な教育内容に一大清算を加へて躍進日本の理科教育の使命を明示す。

東京高等師範訓導 堂 東 傳著

理科實驗の原理と方法

定價三圓二拾錢・菊判三五〇頁・送料十六錢

本書は理科の生命である實驗を眞に自然科学研究の立場と兒童の生活指導の立場より體系的に纏めたもの。先づ全篇を原理と方法に大別し原理篇に於て實驗の意義價值及び訓練指導法を數項に亘つて詳説し、方法論に於て一般的方法、特殊的方法に就て獨特の見地より具體的に解説し、終りに實際家の爲に尋常より高二迄の理科實驗指導要項を附してある。

東京女子高等
師範學校教授 堀 七藏著

理科教育法精説

定價四圓八拾錢・菊判上製六〇〇頁・送料廿四錢

本書は一校の理科を統率してその經營に研究に常に好果を納め指導すべき立場にある人々の爲に著者が三十餘年苦心研究の眞隨を始めて公開せる現代理科教育の原典である。

- ◎理科書編纂委員たる著者が實際家のために始めて理科書活用と補充法を明かにせるもの。
- ◎すべて児童に實驗せる豊富な成績と教材を基調として、明快懇切に指導の實際を説く。
- ◎躍進日本の理科教育の進むべき道を明示し、又教材研究のヒントを與へ郷土的活用に便す。

東京女高師教授 堀 七藏著
同附屬小學主事

研究本位の理科教育

定價四圓五拾錢・菊判六〇〇頁・送料廿四錢

本書は理科教育に就いて我國の權威たる著者が多年の研究と貴量なる體験を傾倒して成れる新理科教育の決定版である。著者は専ら児童自からの研究を尊重し児童の生活指導を主眼として高遠な原理を實際指導の上に如何に活かすかの實際方法を説いたものである。

- 次目要主
- 第一 理科教育の根本原則
 - 第二 植物教材の研究
 - 第三 動物教材の研究
 - 第四 物理化学教材の研究
 - 第五 物理教材の研究
 - 第六 天文氣象教材の研究
 - 第七 地質地文教材の研究
 - 第八 生理科教材の研究
 - 第九 理科の成績考査

埼玉縣農事試驗場
越ヶ谷園藝部主幹 關 慎之介著 (内容見本進呈)

實験 花卉園藝精説

菊判上製全一冊・寫眞版三三〇個・上等紙九三〇頁
定價八圓五十錢・内地送料二四錢 外地送料六四錢

近時大都市に於ける花卉の需要は逐年激増し、その生産も亦全国的に盛大になつて來たが、この新興花卉栽培經營を指導すべき適當なる參考書は從來一冊も見當らなかつた。本書は著者多年の貴重なる體験と實際成績とを緯とし、該博なる知識と豊富なる調査資料を經として花卉栽培上の實際問題を網羅し、市場相場・需要關係・荷造運送・販賣上の注意・收支等經營全般に亘り具體的數字と三百餘拾枚の解説寫眞を以て平易明快に懇説せる名著である。蓋し現代花卉園藝界の縮圖であり栽培技術の奧義を初て公開せられたる花卉園藝寶典である。

廣島高等
師範訓導 北川若松著

實踐理科教育

定價二圓八拾錢・菊判三四〇頁・送料十八錢

子供の生活内容こそはやがて科學的生活に止揚さるべき「科學以前の生活」なのである。故に「此の科學以前の子供の實踐的生活に反省を加へさせることによつて子供の科學の心性を觸發し子供の生活の上に子供の科學を蓄積構成させて行く」これが著者の信ずる實踐理科教育の本質である。……(著者)

- 一、理科教育の歴史的概観
- 二、理科教育の發展
- 三、實踐理科教育の本質
- 四、童心和科學
- 五、物理的教材の機構と指導過程
- 六、物理的教材の實際指導論
- 七、生物教材の機構と實際指導
- 八、化學礦物教材の特質と實際指導

法政大學
教授 城戸幡太郎著 (内容見本進呈)

國語表現學

定價二圓八拾錢・菊判四〇〇頁・送料十八錢

國語學を最近心理學的の立場より再吟味して、讀方・綴方教育の基礎をなす「國語表現學」をはじめて整然たる體系の下に完成す。著者は國語教育に深き理解を持つ教育心理學的の權威にして表現學研究の第一人者である。

文學士 菊澤季生著 (内容見本進呈)

國語音韻論

定價三圓二拾錢・菊判四五〇頁・送料廿二錢

多年要望せられた國語音韻論は、此處に初て科學的な基礎と組織的な實踐體系を與へられて完成した。音聲學と音韻論とを峻別し、從來の斷片的な研究を統合し、國語音韻發達の歴史を闡明せる本書は、まさに國語學界に一新時代を劃すべく、苟くも國語學・國語教育を語るの士は、必讀すべき近來の名著である。

東京文理科
大學教授 保科孝一著

新體國語學史

定價三圓二拾錢・菊判三八〇頁・送料十八錢

今後の國語教育者は基本的な力を養ふ爲に國語學史の研究を絶対に必要とする。本書は斯界の權威者たる著者が温古知新の立場より國語學の諸問題の進歩發達を中心とする「新體國語學史」を新組織して、全十一章に亘り餘す處なく懇説し、國語教育今後の研究方向をも明示せる必讀の名著である。

文學士 飯野哲二著 (普及版・金壹圓)

近松の藝術と人生

定價一圓六拾錢・四六判上製國人・送料十二錢

大近松を精細に觀察し單なる外的の考證や解説に止らず現代の立場から大近松の内部を解剖し嚴正なる態度を以つて人間としての近松を追究して、完膚なき迄に是を批判した。本書に依つて日本文學史上に於ける彼の地歩は益々燦然と輝き、作品を通じて彼を見る人々の爲に本書には時代物、世話物、人情物の解説を全部収録した。

東京文理科
大學教授 内野台嶺著
〔内容見本進呈〕

四書通論

定價三圓二拾錢・菊判三九〇頁・送料十八錢

文檢要書

本書は「四書とは何ぞや」の序説より、その各論に及び「大學、中庸、論語、孟子の特色を説き、相關論に於て、或は孔孟を比較對照し、或は各々の内容が如何なる點に一貫し、又如何に相違するかを人生論、道德論、政治論、教育論等十個の問題を把へて縦横に懇説し、以つて、解釋上に新生面を開き、併せて支那哲學の根本原理を解明せる本邦唯一の名著である。

四書新釋・中庸

定價二圓五〇錢・菊判三二〇頁・送料十六錢

四書新釋・大學

定價一圓七拾錢・菊判二二〇頁・送料十四錢

◎明解なる現代的新釋

◎卓越せる國漢指導書

◎絶好なる吾人修養書

前著「四書通論」の姉妹篇で著者の四書各論第一冊第二冊である。各節を原文・訓讀・語釋・通釋・餘説に分ちて解釋するに、從來の形を破り、四書全體の立場より再吟味して正確明解適切なる現代的新釋を與へたるもの、四書入門者のみならず、吾人の必讀すべき修養書である。

東京帝大講師
文學博士 山口察常著
〔内容見本進呈〕

東洋倫理學史概説

定價二圓五拾錢・菊判三二〇頁・送料十六錢

本書は東洋倫理の骨髄たる儒教を主流とし、老莊、法家の思想をも含めた支那四千年の倫理道德の發達變遷の跡を文檢受驗者の爲に著者が多年の研究をエキスして懇説せられたる唯一の名著である。

◇網大容内◇

序説―東洋倫理の意義・支那の略史
本論―孔子以前の倫理思想：孔子：孔子の門下：子思：孟子：荀子：漢唐の諸儒：宋代の諸儒：陸王の學：結語
餘論―老莊の學：法家の諸子：墨子の學

大阪市
視學課長 岡 篤郎著

公民教育概論

定價一圓八拾錢・美裝二二〇頁・送料十六錢

今日の學校教育も社會教育も政治、勞働思想問題に直面していよ／＼公民教育の普及徹底を切要とし本書は斯學の權威者たる著者が其要望に對し豊富なる蘊蓄を傾倒して纏められたるもの先づ全體を目的論と方法論に分ち、目的發達の歴史思想の要素學説の解説等其の概要を述べ次いで青年教育成人教育及一般學校の公民教育を明かにし、實際の方面に於ては各科との關係公民訓練教授法にまで論及して一般教育指導の絶好資料である。

